

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

協定締結医療機関の協定の実施状況等の報告及び
医療機関等情報支援システム（G-MIS）のID付与について（周知依頼）

令和6年8月19日付け事務連絡「医療措置協定に基づく協定の実施状況等の報告体制の整備に係る作業について（依頼）」により、追って連絡することとしておりました、協定締結医療機関からの具体的な報告内容等について、下記の1のとおり整理しました。また、協定締結医療機関への医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）のID付与の留意事項についても、下記の2においてお示ししておりますので、都道府県におかれては、管下の協定締結医療機関に周知いただくとともに、今後の報告等が円滑になされるよう、御配慮をお願いいたします。

記

1. 協定締結医療機関（感染症法に基づく医療措置協定を締結した病院・診療所、薬局及び訪問看護事業所をいう。以下同じ。）における医療措置協定の実施状況等の報告について

（1）報告の根拠

感染症法第36条の5により、協定締結医療機関から都道府県への協定の実施状況等の報告について、以下のように規定されています。

- ・協定締結医療機関は、都道府県から協定の実施状況等の報告の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに報告しなければならない。（第3項）
 - ・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）は、電磁的方法（G-MIS）により当該報告を行わなければならない。（第5項）
 - ・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）以外の協定締結医療機関は、電磁的方法（G-MIS）により当該報告を行うよう努めなければならない。（第6項）
- ※ 報告義務違反に対する罰則は規定されていない。

（2）報告時期

- ・平時（新興感染症発生・まん延時以外）においては、1年に1回（平時報告）
 - ・新興感染症発生・まん延時においては、報告項目に応じて、毎日もしくは週に1回（有事報告）
- ※ 令和6年度の平時報告（1年に1回）に関して、具体的な時期は追ってお知らせします。

(3) 報告内容

- ・別添1のとおり、医療措置協定に係る具体的な内容のほか、新興感染症の発生・まん延時に有用と考えられる項目について、各協定締結医療機関より報告いただきます。
- ・報告いただく項目には、「確保病床数」等、医療措置協定の内容も含まれていますが、**報告だけでは医療措置協定の内容は変更されません**。協定締結医療機関が医療措置協定の内容を変更したい場合は、**必ず都道府県と協議**を行うようにしてください。

(4) 報告方法

- ・各協定締結医療機関において、G-MISにより報告いただきます。
- ・具体的なG-MISの操作方法等については、追ってお知らせします。

2. 協定締結医療機関の留意事項について

2-1. 病院・診療所について

- ・既に医療機能情報提供制度等でG-MISのIDを付与されている病院・診療所は、追って報告の依頼のお知らせ（G-MIS事務局からのメールや都道府県からの回答依頼等）が届くため、案内に沿ってG-MISへのログイン、回答をお願いします。
- ・既にG-MISのIDを付与されている病院・診療所においても、担当者の変更やメールアドレスの不備等でメールが不達となる事例が発生しており、各医療機関において改めて確認・修正をお願いします。
- ・現時点でG-MISのIDを付与されていない病院・診療所は、「「医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度」におけるG-MIS新規ユーザ登録申請のご案内」のページより、G-MISのID付与の申請をお願いします。申請後、G-MIS事務局よりログインIDや初回パスワード等の情報をメールにて送付するので、案内に沿って登録をお願いします。
また、「@gmis.mhlw.go.jp」のドメインからのメール受信ができるよう、各医療機関において設定をお願いします。

「医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度」におけるG-MIS新規ユーザ登録申請のご案内ページ

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

参考：医療機能情報提供制度について（医療機関向けページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html

- ※申請の時期によっては今年度の医療措置協定に係る報告に回答できない場合があります。
- ※医療措置協定を締結した病院・診療所において、G-MISのIDを厚生労働省において確認できなかった場合、追って都道府県経由でお知らせします。
- ※医療措置協定に係る内容を都道府県から厚生労働省に提供いただきます。その際メールアドレスについても合わせて提供いただく点につきご了承ください

2-2. 薬局について

- ・既に薬局機能情報提供制度でG-MISのIDを付与されている薬局は、追って報告の依頼のお知らせ（G-MIS事務局からのメールや都道府県からの回答依頼等）が届くため、案内に

沿って G-MIS へのログイン、回答をお願いします。

- ・既に G-MIS の ID を付与されている薬局においても、担当者の変更やメールアドレスの不備等でメールが不達となる事例が発生しており、各薬局において改めて確認・修正をお願いします。
- ・現時点で G-MIS の ID を付与されていない薬局は、「医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度」における G-MIS 新規ユーザ登録申請のご案内」のページより、G-MIS の ID 付与の申請をお願いします。申請後、G-MIS 事務局よりログイン ID や初回パスワード等の情報をメールにて送付するので、案内に沿って登録をお願いします。
また、「@gmis.mhlw.go.jp」のドメインからのメール受信ができるよう、各医療機関において設定をお願いします。

「医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度」における G-MIS 新規ユーザ登録申請のご案内ご案内ページ

(<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>)

参考：薬局機能情報提供制度について（薬局事業者向けページ）

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kinoujouhou/index_00003.html)

※申請の時期によっては今年度の医療措置協定に係る報告に回答できない場合があります。

※医療措置協定を締結した薬局において、G-MIS の ID を厚生労働省において確認できなかった場合、追って都道府県経由でお知らせします。

※医療措置協定に係る内容を都道府県から厚生労働省に提供いただきます。その際メールアドレスについても合わせて提供いただく点につきご了承ください

2-3. 訪問看護事業所について

- ・訪問看護事業所は現時点で G-MIS の ID が付与されていないため、医療措置協定に係る内容を都道府県から厚生労働省に提供いただきます。その際メールアドレスについても合わせて提供いただく点につきご了承ください（メールアドレスが無い場合、G-MIS の ID の付与が出来ません）。追って、G-MIS 事務局よりログイン ID や初回パスワード等の情報をメールにて送付するので、案内に沿って登録をお願いします。
また、「@gmis.mhlw.go.jp」のドメインからのメール受信ができるよう、各訪問看護事業所において設定をお願いします。

以上